

臨時職員等の就業に関する規程

制定 平成23年12月20日

改正 平成25年 6月20日 平成27年12月 1日

平成29年11月28日 平成30年 9月 4日

平成31年 3月 5日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）が雇用する嘱託職員、臨時的に採用される職員（以下「臨時職員等」という。）の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時職員等の定義)

第2条 臨時職員等とは、次に掲げる職員をいう。

(1) 嘱託職員とは、次に掲げる職員をいう。

ア 有期契約嘱託職員 1年を単位とする雇用契約による職員

イ 無期契約嘱託職員 有期契約嘱託職員として通算5年を超え雇用契約を更新し期限の定めのない雇用契約となった職員

(2) 臨時職員とは、次に掲げる職員をいう。

ア 有期契約臨時職員 1日につき7時間45分を超えない勤務時間をもって、日々雇用される職員

イ 無期契約臨時職員 有期契約臨時職員として通算5年を超え雇用契約を更新し期限の定めのない雇用契約となった職員

(採用)

第3条 嘱託職員の採用は、競争試験又は選考により、その職に適格な者を採用する。

2 臨時職員の採用は、別に定めるところによる。

(採用時の提出書類)

第4条 新たに臨時職員等に採用された者は、速やかに、次の書類を財団に提出しなければならない。ただし、財団が必要ないと認める場合は、その一部の提出を省略することができる。

(1) 履歴書

(2) 住民票記載事項証明書

(3) その他理事長が必要と認める書類

(服務)

第5条 臨時職員等の服務については、職員就業規程（平成27年12月1日制定。以下「就業規程」という。）第3章の規定を準用する。

(勤務時間等)

第6条 臨時職員等の勤務時間及び勤務時間の割り振りについては、別に定めるところによる。

2 正規の勤務時間とは、前項によって割り振られた勤務時間をいう。

(時間外勤務)

第7条 財団は、業務上必要と認めるときは、臨時職員等（管理職を除く。）に対し、正規の勤務時間又は週休日（理事長が指定する日を含む。）及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日又は財団が当該休日に相当する日と指定した日をいう。以下同じ。）に勤務をさせることができる。

(給与)

第8条 嘱託職員の給与については、予算の範囲内で理事会が別に定めるところによる。

2 臨時職員の給与は、賃金、通勤手当及び時間外勤務手当とする。

(賃金)

第9条 臨時職員の賃金は、正規の勤務時間に対する報酬であって、その額は、予算の範囲内で決

定する。

(通勤手当)

第10条 臨時職員の通勤手当は、職員給与規程（平成22年3月19日制定）。以下「給与規程」という。）第16条を準用する。

(旅費)

第11条 臨時職員等が財団の業務のため出張したときは、正規の職員（就業規程第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）の例による。

(給与等の支給)

第12条 臨時職員等の給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、その支給日は、正規の職員の例による。

2 給与期間中において離職した者に対しては、速やかに給与を支給するものとする。

(欠勤等の給与)

第13条 臨時職員等が正規の勤務時間に勤務しなかった場合には、給与規程第8条の規定に準じて給与を減額して支給する。ただし、有給休暇の場合は、この限りでない。

(有給休暇)

第14条 臨時職員等の有給休暇（給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。）は、年次休暇、傷病休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第15条 嘱託職員の年次休暇は、1年を通じ20日とする。ただし、年の途中で嘱託職員に雇用された者のその年の年次休暇の日数は、第4項に定めている休暇日数とする。

2 1年を超えて引き続き雇用された嘱託職員の年次休暇は、前項の規定にかかわらず、前項の日数からその年に受けた年次休暇の日数（前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。）を差し引いた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に前項の日数を加えた日数とする。

3 前2項に規定する1年とは、4月から翌年の3月までとする。

4 年度途中にて嘱託職員に雇用された者の年次休暇は、次のとおりとする。

採用された月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
休暇日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

5 嘱託職員の年次休暇は、1日（雇用契約の時間をいう。）を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができる。

6 雇用期間が継続6月以上となる臨時職員の年次休暇は、別に定める。

7 1年を超えて引き続き雇用された臨時職員の年次休暇は、前項の規定にかかわらず、前項の日数からその年に受けた年次休暇の日数（前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。）を差し引いた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に前項の日数を加えた日数とする。

8 年次休暇は、臨時職員等の請求する時季に与える。ただし、業務に支障があると認められるときは、他の時季に与えることができる。

(病気休暇及び特別休暇)

第16条 嘱託職員には、就業規程第37条及び第38条の規定を準用する。

2 臨時職員については、別に定めるところによる。

(育児・介護のための休業等)

第16条の2 嘱託職員及び無期契約臨時職員は、就業規程第33条から第34条の2及び同第40条から第42条の規定を準用し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく制度の適用を請求することができるものとする。

(退職手当)

第17条 退職手当は、支給しない。

(退職)

第18条 臨時職員等の退職に係る事項については、就業規程第46条及び第47条の規定を準用する。ただし、有期契約嘱託職員及び有期契約臨時職員については、同規程第47条の規定を除き、この限りでない。

2 有期契約嘱託職員のうち市の再任用職員に準ずる嘱託職員の雇用については、満65歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは満70歳に達した日以後の最初の3月31日までとすることができる。

(解雇)

第19条 臨時職員等の解雇に係る事項については、就業規程第49条の規定を準用する。

(安全衛生及び災害補償)

第20条 臨時職員等の安全衛生に係る事項については、就業規程第53条から第60条までの規定を準用する。

(社会保険)

第21条 臨時職員等の社会保険の適用については、次に掲げる法律の定めるところによる。

- (1) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

(懲戒事由)

第22条 臨時職員等の懲戒事由については、就業規程第18条から第24条までの規定に違反した場合及び第49条第1項の規定に該当した場合には、その情状に応じ財団が決定し、次の規定による懲戒を行う。

(懲戒の種類)

第23条 懲戒の種類は、就業規程第66条第1号から第3号まで及び第5号の規定を準用する。

(準用規定)

第24条 この規程に定めるもののほか、臨時職員等の服務については、就業規程を準用する。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第26条 この規程の定めるもののほか、臨時職員等の就業について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年9月4日から施行する。

2 改正後の第18条第1項の規定にかかわらず、平成31年4月1日において、既に満60歳に達している無期契約嘱託職員及び無期契約臨時職員（以下「無期契約職員等」という。）の雇用は、満65歳に達した日以後の最初の3月31日までとし、既に満65歳に達している無期

契約職員等の雇用は、満70歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成31年3月5日から施行する。